

太田市公告

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１９条第１項の規定により、太田都市計画道路を変更しようとするので、同法第２１条第２項において準用する同法第１７条第１項の規定により、下記のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、市長に意見書を提出することができる。

令和８年８月２５日

太田市長 穂 積 昌 信

記

１ 都市計画の種類

藪塚都市計画道路

２ 都市計画を定める名称および区域

変更する部分

名称	区域
３・４・６号東西線	太田市大原町、藪塚町地内

３ 縦覧場所

太田市都市政策部都市計画課

４ 縦覧期間等

- （１）縦覧期間 令和８年８月２５日（火）から９月８日（火）まで
（土曜日、日曜日を除く。）
- （２）縦覧時間 午前８時３０分から午後５時１５分まで